

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

秋田県条例第三十六号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第六項に規定するものを除く。次条において同じ。)」を削り、同項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第五項中「法人税法第二条第六号の公益法人等(」を「公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに)」に、「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第六項中「含む」の下に「。以下この節において「人格のない社団等」というを加え、「法人に関する規定をこれに」を「規定を」に改める。

第三十条の二第三項中「第四十四条第一項の表第一号」を「第四十四条第一項の表第一号(五)」に、「資本金等の額(」を「資本金等の額(法人税法」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第三十一条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。)」を削り、同条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十二条(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第三十四条中「寄附金控除額」を削る。

第三十六条の三中「前三条」を「前四条」に改め、同条を第三十六条の四とする。

第三十六条の二中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除)

第三十六条の二 所得割の納税義務者が前年中に法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同項第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額

が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、同条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

3 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、県内に事務所を有する法人若しくは団体又は公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条の規定により県の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託に対する寄附金とする。

第四十一条第一項第五号中「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に、「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。
第四十四条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

| 法 人 の 区 分 | 税 率 |
|--|---------------|
| <p>一 次に掲げる法人</p> <p>(一) 法人税法第二条第五号の公共法人及び第三十条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>(二) 人格のない社団等</p> <p>(三) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>(四) 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（一）から（三）までに掲げる法人を除く。）</p> <p>(五) 資本金等の額（法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二に規定するところにより算定した金額）</p> | <p>年額 二万円</p> |

額)をいう。以下同じ。)を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び四に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの

| | | |
|---|---------------------------------------|-------------|
| 二 | 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの | 年額 五万円 |
| 三 | 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの | 年額 十三万円 |
| 四 | 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの | 年額 五十四万円 |
| 五 | 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの | 年額 八十万円 |

第四十四条第二項中「法人等」を「法人」に改め、同条第三項中「若しくは第四号」を削る。

第四十五条(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第四十七条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項各号を次のように改める。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

第四十七条第二項第一号中「申請法人等」を「申請法人」に改める。

第四十七条の十二第一項中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等(次項において「上場株式等の配当等」という。)」を加え、同条第二項中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第四十七条の十七第三項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第四十八条第一項第一号(二)中「投資法人並びに」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)」及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)」を加える。

第六十三条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「独立行政法人緑資源機構」を

「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の」に改め、「により行う同法」を削り、「及び同法附則第八条第一項の規定により行う」を「又は」に改め、「以下「旧農用地整備公団法」という。」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第七十三条第一項第四号を削り、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七十六条第三項及び第七十六条の三第五項中「第六十三条第九項及び第十項」を「第六十三条第八項及び第九項」に改める。

第七十六条の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの」を「又は第五十三条の三の二第一項の」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第七十六条の八第一項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第七十六条の三第二項中」を「同条第二項中」に、「民法第三十四条の法人」を「不動産取得税の納税義務者」に改める。

附則第一条の二中「（大正十一年法律第六十二号）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第一条の三 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三に規定するところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第二条第一項第二号中「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に、「及び附則第四条の二第一項」を「附則第四条の二第一項及び附則第四条の三」に改め、同項第三号中「法第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び法附則第五条の四第六項」を「法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項」に改め、同条第二項中「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に、「前三条」を「前四条」に改める。

附則第四条第二項中「第三十六条の三」の下に「及び第三十六条の四」を加え、「同条」を「第三十六条の三」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第三十六条の四中「前四条」とあるのは「前四条及び附則第四条第一項」とする」に改める。

附則第四条の二第二項中「第三十六条の三」の下に「及び第三十六条の四」を加え、「同条」を「第三十六条の三」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第三十六条の四中「前四条」とあるのは「前四条及び附則第四条の二第一項」とする」に改め、同条第三項中「法施行規則」の下に「附則第二条の六第一項」を加え、「同項」を「第一項」に、「申告書」を「県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」に改め、「場合」の下に「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第四条の三 第三十六条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が法第三十七条の二第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第七条第一項、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十二条の二第一項又は附則第十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額は、法第三十七条の二第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、法附則第五条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に定める場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

附則第五条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「である場合」を「（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が」に、「第三十六条の二まで、附則第四条第一項及び前条第一項」を「第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び前条」に改め、同条第三項中「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に、「前三条」を「前四条」に、「及び附則第四条の二第一項」を「及び附則第四条の三」に、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条の三」に改める。

附則第七条を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第七条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十三条第四項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第四条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする。

附則第八条第三項第三号中「第三十六条の三まで、」を「第三十六条の四まで、」に、「及び附則第四条の二第一項の」を「附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の」に、「第三十六条から第三十六条の三までの規定」を「第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四」に、「とする」を「と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする」

に改める。

附則第九条第三項第三号中「第三十六条の三まで、」を「第三十六条の四まで、」に、「及び附則第四条の二第一項の」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の」に、「第三十六条から第三十六条の三までの規定」を「第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四」に、「とする」を「と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十二条第四項第三号中「第三十六条の三まで、」を「第三十六条の四まで、」に、「及び附則第四条の二第一項の」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の」に、「第三十六条から第三十六条の三までの規定」を「第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四」に、「とする」を「と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十二条の二第一項中「及び附則第十二条の二三」を削り、同条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる金額(同項の規定により同条第一項)を「交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七条の十第一項)に改め、同条第四項第三号中「第三十六条の三まで、」を「第三十六条の四まで、」に、「及び附則第四条の二第一項の」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の」に、「第三十六条から第三十六条の三までの規定」を「第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四」に、「とする」を「と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「及び次条」を削り、同条第二項中「特定管理口座」を「特定管理口座」を「特定管理口座」という。に係る同条第一項に規定する振替口座簿(附則第十二条の二の四第一項において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「次条」を削る。

附則第十二条の二三を次のように改める。

第十二条の二三 削除

附則第十二条の二の四第一項中「同法第三十七条の十一の三第一項に規定する」を削り、「されている」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二項中「信用取引(金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。又は発行日取引(所得税法第二条第一項第十七号に